

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」(案)の概要

1 報告の趣旨

特定秘密保護法第19条の規定に基づき、特定秘密の指定等の状況について、毎年1回、有識者の意見を付して国会に報告するもの

2 対象期間

令和4年1月1日から同年12月31日までの間

3 特定秘密保護法における行政機関

対象期間末（令和4年12月31日）時点において特定秘密保護法上の行政機関は、28機関

4 指定権限を有する行政機関（対象期間末時点）

- ・ 指定権限を有する行政機関は、20機関
- ・ 指定に係る特定秘密管理者の数は、13機関25人

5 対象期間中における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況等

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 対象期間中における指定の状況

9機関・44件（行政機関別の内訳を記載）

イ 事項別の指定の状況

（特定秘密保護法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数）

ウ 対象期間中における各行政機関の指定の状況

（行政機関別の指定内容の概要及び件数）

(2) 特定秘密の指定の有効期間の満了、延長及び解除等の状況

- ・ 有効期間を満了したものはなかった
- ・ 有効期間を延長したのは、8機関・40件
- ・ 特定秘密を指定している13機関全てが指定の理由の点検を実施
- ・ 特定秘密の指定を解除したのは、1機関・1件

(3) 行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況

- ・ 移管件数は、0件
- ・ 特定行政文書ファイル等の廃棄件数は、245件
- ・ 緊急廃棄された文書の件数は、0件

(4) 運用基準に基づく通報の状況

- ・ 通報の件数は、0件

(5) 適性評価の実施の状況

- ・ 政府全体の適性評価の実施件数は、24機関・23,583件
（行政機関別の内訳を記載）
- ・ 適性評価の評価対象者が同意をしなかった件数は、2件

(6) 漏えい事案への対応の状況

- ・ 政府においては、防衛省における漏えい事案を重く受け止め、保全教育により、特定秘密の適正かつ厳格な保護を改めて徹底

6 対象期間末時点における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況

(1) 特定秘密の指定の状況

ア 対象期間末時点における指定の状況

13機関・702件

イ 事項別の指定の状況

(特定秘密保護法別表の4分野別・事項の細目別の指定件数)

ウ 情報の類型別の指定の状況

暗号、情報収集衛星及び武器に関するものが多い

エ 指定の有効期間別の件数

・ 15件を除き5年

・ 有効期間を指定当初からの通算で見ると、5年未満となるものが2件、5年となるものが207件、5年を超えて10年未満となるものが15件、10年以上となるものが478件

オ 指定を解除すべき条件の設定等の状況

指定を解除すべき条件を設定しているのは、192件

カ 対象期間末時点における各行政機関の指定の状況

(行政機関別の指定内容の概要及び件数)

(2) 特定秘密が記録された行政文書の保有の状況

14機関・613,728件(行政機関別の内訳を記載)

(3) 特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者の数

26機関・132,567人(行政機関別の内訳を記載)

7 内閣府独立公文書管理監及び情報監視審査会への対応

- ・ 内閣府独立公文書管理監から1件の是正の求めがあり、当該省庁において対応
- ・ 衆議院情報監視審査会の令和3年年次報告書における政府に対する意見及び参議院情報監視審査会の年次報告書(令和3年12月及び令和4年6月)における政府に対する主な指摘事項について、政府の対応を説明
- ・ 漏えい事案について、各議院の情報監視審査会から国会法に基づく勧告がなされ、防衛省において勧告の結果とられた措置について報告

8 内閣府独立公文書管理監からの意見

9 有識者からの意見